

令和 8 年度波照間島のマナー啓発および昼夜を問わず観光客が訪れる

星空・景観観賞スペースの整備計画策定業務

仕様書

1 事業名

令和 8 年度

波照間島のマナー啓発および昼夜を問わず観光客が訪れる星空・景観観賞スペースの整備計画策定業務

2 事業目的

本業務は、平成 5 年度に整備された「波照間島星空観測タワー」の建物や設備の老朽による休館に伴い、今後の波照間島における星空の利活用のあり方を検討し、観光施設の利用分散や利用者のマナー向上を図るため、波照間一帯を対象地と捉え、昼夜を問わず観光客が訪れる星空・景観観賞スペースの整備計画を策定することを目的とする。本業務の成果物は、翌年度に予定する詳細設計の基礎資料となるものであり、後続業務への円滑な引継ぎに資する内容とすること。

3 特記事項

本業務は国土交通省環境庁、令和 8 年度オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業（以下「補助事業」という。）、地域一体型を活用するものである。事業提案にあたり、本仕様書の内容に加え、補助事業の趣旨・要件も加味すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 12 日（金）まで ※成果物の納品含む。

5 提案総額の上限

委託予算の上限は 7,975,000 円（消費税込）の範囲内とする。但し、この金額は企画提案のため提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

6 委託内容

本仕様書が規定する事業委託の範囲は次のとおりとする。

(1) 与条件の確認・整理

上位計画等の前提条件、既存施設、興味地点、利用状況等の与条件を確認・整理し、星空観測タワーのあり方や観光資源である星空の利活用のあり方に関する課題を把握する。令和 5 年度に実施した「波照間島観光拠点施設意向調査事業」の調査結果もとりとめること。

(2) 計画のための調査

1) 現地調査

星空に関わる利活用のあり方を考慮した上で、整備候補地の抽出のため、波照間島星空観測タワー周辺や島内の集落を中心とした地区内の主に町有地を対象に既存施設等の調査を行う。昼夜の利用について把握を行うため、昼と夜の利用状況の違いや課題等も整理すること。

2) 整備候補地の選定と調査

現地調査の結果から、星空に関わる利活用のあり方を踏まえて整備候補地を抽出する。整備候補地については、各種法規制、土地所有、立地環境、周辺状況、利用状況等について調査を行い、整備候補地の評価を行う。

3) 星空・景観観賞スペースの先進事例調査

星空・景観観賞スペースの整備について、手法やデザイン、取り組み等について先進事例の資料調査を行う。

(3) 有識者知見伺い

星空・景観観賞スペースの整備計画の検討にあたり、天文、文化財、自然環境等に関する有識者への知見伺いを実施し、専門的見地からの助言を計画に反映する。実施回数は2回以上とする。

(4) 整備計画の策定

1) 星空の利活用のあり方検討

観光資源としての星空の利活用方法について、島内全体でのあり方を検討する。昼夜の利用を想定し、昼間の混雑緩和や利用マナー向上にも寄与すること。

2) 星空・景観観賞スペースの整備計画策定

1)のあり方に基づき、集落周辺で案内可能な星空・景観観賞スペースの設置場所の検討や各スペース・観測タワー解体後のスペースを活用した整備計画を策定する。

3) 星空利活用の普及啓発の検討

2)の各スペースの認知度向上や周遊利用を促すための普及啓発方法（案内標識の設置、星空の利活用パンフレット配布、イベント実施等）の検討を行う。利用促進と共に、利用マナーの向上に効果的な手法の検討も行う。

(5) 基本計画図の作成

(4)の検討を踏まえ、整備候補地における星空・景観観賞スペースの配置、施設規模、動線等を示す基本計画図を作成する。翌年度の詳細設計に活用できる内容とすること。

(6) 概算工事費の算出

(5)で作成した基本計画図を基に、整備に係る概算工事費を算出する。

(7) 基本計画説明書の作成

(1)から(6)までの一連の調査・検討の経緯を、基本計画説明書として取りまとめる。

(8) 打合せ

業務の期間中に打合せ協議を4回程度（業務着手時、中間2回、業務完了時）実施する。

(9) 住民説明会開催補助

計画内容について住民説明会（意見聴取・意見交換）を 2 回程度行う。進行、資料の作成や議事録作成等、会の実施準備、進行、記録に関する業務を含むものとする。

(10) 報告書作成

(1)~(9)までの実施内容について、報告書を作成する。

8 委託料の支払

業務完了時の実績報告の提出および検査合格ののち、支払うこととする。ただし、事前協議により部分払いができるものとする。

9 注意事項

提案内容については以下の点に留意すること。

- (1) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容をすべて実施するものではない。
- (2) 本仕様書に記載のある事業内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の仕様書とは異なる場合がある。
- (3) 本仕様書記載の事業内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。
- (4) 現時点では、令和 8 年度の予算措置がなされていない為、予算が議会において議決された場合に契約することとする。

10 その他

業務の実施にあたっては竹富町と密接な協議の下で取り組むものとする。提出した実施計画書に変更が生じる場合は、その都度、竹富町の承認を得るものとする。他の業務との経理を明確に区分した上で、専用の会計関係帳簿類を整備し、適正に会計処理を行うこと。業務に係る関係書類は、業務の支払いが完了した日が属する会計年度から 5 年間保存すること。

11 委託契約までの日程

委託事業者の選定及び委託締結については、仮に下記の日程にて実施するものとする。

応募期間 令和 8 年 9 月 15 日（火）～ 令和 8 年 10 月 1 日（木）17 時まで。※必着
企画提案審査 令和 8 年 10 月 7 日（水）09:00～ （場所 竹富町役場 3 階 大会議室）
審査結果通知 令和 8 年 10 月中旬（予定）
委託契約締結 令和 8 年 10 月中旬（予定）

12 問い合わせ先

竹富町役場 商工観光課 担当 久保田
〒907-8503 石垣市美崎町 11 番地 1
Tel : 0980-83-2021 Fax : 0980-82-6199
Mail : unekei@town.taketomi.okinawa.jp